

議案第86号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
人事課	人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴い、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給額を改定する等に当たり、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。

【改正内容（主なもの）】

◆第1条改正

1 月例給与→【別表第1（その1）関係】

(1) 給料表の改定

行政職給料表 866人 平均年齢 41.9歳

給与改定率 $\Delta 0.07\%$ (国 $\Delta 0.19\%$)

給与改定額 $\Delta 271$ 円 (国 $\Delta 757$ 円)

月額平均 375,193円 (改定前 375,464円)

※ 行政職給料表の適用を受ける職員のうち若年層及び医療職給料表(1)(2)適用者を除く。

2 期末勤勉手当

支給率の引下げ $\Delta 0.20$ 月

(1) 支給月（12月期）→【第21条・第22条関係】

・ 一般職 2.00月 ($\Delta 0.20$ 月)

再任用職員 1.10月 ($\Delta 0.10$ 月)

《参考》

	改正前	改正後	削減分
一般職 期末手当	1.50月	1.35月	$\Delta 0.15$ 月
勤勉手当	0.70月	0.65月	$\Delta 0.05$ 月
合計	2.20月	2.00月	$\Delta 0.20$ 月
再任用職員 期末手当	0.85月	0.80月	$\Delta 0.05$ 月
勤勉手当	0.35月	0.30月	$\Delta 0.05$ 月
合計	1.20月	1.10月	$\Delta 0.10$ 月

※ 医療職給料表(1)・(2)適用者除く

(2) 支給額等

① 一般職（1,141人） ※平成22年4月1日現在

ア 支給総額（見込み） 901,818千円

イ 一人あたり平均支給額 790,376円

（昨年度比 $\Delta 57,950$ 円 $\Delta 6.83\%$ ）

② 再任用（43人）

ア 支給総額（見込み） 10,890千円

イ 一人あたり平均支給額等 253,266円

（昨年度比 $\Delta 27,652$ 円 $\Delta 9.84\%$ ）

◆第2条改正

平成23年度以降の6月期・12月期の期末勤勉手当月数の改正

<一般職>

6月期・・・1.90月（平成21年度改正と同じ）

12月期・・・一般職 2.05月

<再任用職員>

6月期・・・0.975月（平成21年度改正→1.0月）

12月期・・・1.125月

◆第3条改正（一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例（H19.3に改正したもの）の一部改正）

【改正手法】

施行期日が異なることにより、段階的な改正を行う。

【施行期日】

① 第1条、第3条改正（12月分期末手当等） 公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

② 第2条改正（23年度以降の6月分及び12月分期末手当） 平成23年4月1日